［削る］

垂直方向のアレイアンテナ	垂直方向	二〇度以上七〇度以下	次に掲げる式による値以下 $41-25\log_{10}\theta$ デシベル
		七〇度を超え一八〇度以下	（一）五デシベル以下
空中線が人工衛星局（インマルサット人工衛星局をいう。以下この条において同じ。）の方向を自動的に追尾する機能を有しないものに用いられる平面アレイアンテナ	三〇度以上四〇度以下		次に掲げる式による値以下 $14+10\log_{10}$（Sin（x）／x）デシベル x＝4.1θラジアン
	四〇度を超え九〇度以下		次に掲げる式による値以下 $44-25\log_{10}\theta$ デシベル
	九〇度を超え一八〇度以下		（一）五デシベル以下

ロ　送信又は受信する電波の偏波は、第四十条の四第四項第三号ロに規定する条件に適合すること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

3　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

第四十条の四第五項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3)中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

二　受信装置の条件

イ　空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、次の(1)又は(2)に規定する値以上であること。

(1)　無線高速データによる通信を行う機能を有する無線設備の場合　（一）七デシベル

(2)　(1)以外の無線設備の場合　（一）一七デシベル

ロ　第四十五条の二十第二項第二号ロからニまでに規定する条件に適合すること。

ハ　無線高速データ通信を行うものにあつては、搬送波の周波数偏差が一、一一〇ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、一六値直交振幅変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が五三・二デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、一、五〇〇秒以上の時間において〇・〇〇〇〇一パーセント以下であること。

三　空中線の条件

イ　主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる相対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

区別	主輻射の方向からの離角（θ）	相対利得の許容値
無線高速データによる通信を行う機能を有するもの	一五度以上三三度未満	次に掲げる式による値 $33\log_{10}$（$\cos(2.2(\theta-1))$）デシベル